別表第五（第六十四条関係）

	(い)	(ろ)
(一)～(五)	(略)	(略)
(六)	特定主要構造部を建築基準法第二十一条第一項の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第二十一条第一項に係る特定主要構造部に関する認定書の写し
(七)	建築基準法施行令第百八条の四第一項第一号の耐火性能検証法により建築基準法第二条第九号の二イ(2)に該当するものであることを確かめた特定主要構造部を有する畜舎等	(略)
	使用建築材料表	建築基準法施行令第百八条の四第二項第一号に規定する部分の表面積並びに当該部分に使用する建築材料の種別及び発熱量
	建築基準法施行令第百八条の四第一項第一号の耐火性能検証法により検証した際の計算書	建築基準法施行令第百八条の四第二項第一号に規定する火災の継続時間及びその算出方法
	建築基準法施行令第百八条の四第二項第二号に規定する屋内火災保有耐火時間及びその算出方法	建築基準法施行令第百八条の四第二項第二号に規定する屋内火災保有耐火時間及びその算出方法
	建築基準法施行令第百八条の四第二項第三号に規定する屋外火災保有耐火時間及びその算出方法	建築基準法施行令第百八条の四第二項第三号に規定する屋外火災保有耐火時間及びその算出方法
	建築基準法施行令第百八条の四第五項第二号に規定する保有遮炎時間	建築基準法施行令第百八条の四第五項第二号に規定する保有遮炎時間
	発熱量計算書	建築基準法施行令第百八条の四第二項第一号に規定する可燃物の発熱量及び可燃物の一秒間当たりの発熱量
	建築基準法施行令第百八条の四第一項第一号イ(2)及びロ(2)の規定に適合することの確認に必要な図書	建築基準法施行令第百八条の四第一項第一号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査に必要な事項

別表第五（第六十四条関係）

	(い)	(ろ)
(一)～(五)	(略)	(略)
(六)	（新設）	（新設）
(七)	建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号の耐火性能検証法により建築基準法第二条第九号の二イ(2)に該当するものであることを確かめた主要構造部を有する畜舎等	(略)
	使用建築材料表	建築基準法施行令第百八条の三第二項第一号に規定する部分の表面積並びに当該部分に使用する建築材料の種別及び発熱量
	建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号の耐火性能検証法により検証した際の計算書	建築基準法施行令第百八条の三第二項第一号に規定する火災の継続時間及びその算出方法
	建築基準法施行令第百八条の三第二項第二号に規定する屋内火災保有耐火時間及びその算出方法	建築基準法施行令第百八条の三第二項第二号に規定する屋内火災保有耐火時間及びその算出方法
	建築基準法施行令第百八条の三第二項第三号に規定する屋外火災保有耐火時間及びその算出方法	建築基準法施行令第百八条の三第二項第三号に規定する屋外火災保有耐火時間及びその算出方法
	建築基準法施行令第百八条の三第五項第二号に規定する保有遮炎時間	建築基準法施行令第百八条の三第五項第二号に規定する保有遮炎時間
	発熱量計算書	建築基準法施行令第百八条の三第二項第一号に規定する可燃物の発熱量及び可燃物の一秒間当たりの発熱量
	建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号イ(2)及びロ(2)の規定に適合することの確認に必要な図書	建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査に必要な事項